

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和3年度
計画変更年月	令和5年3月
計画主体	会津地域17市町村 (代表)会津若松市

## 会津地域鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 会津若松市農政部農林課  
所在地 会津若松市東栄町3番46号  
電話番号 0242-39-1254  
FAX番号 0242-39-1440  
メールアドレス norin@city.aizuwakamatsu.lg.jp



1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、その他獣類（カモシカ、ハクビシン等）、鳥類（カラス、サギ等）
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	会津地方全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	市町村名	被害の現状		
		品目	被害数値	
			金額（千円）	面積（a）
ツキノワグマ	会津若松市	果 樹	2,782.4	68.9
		野 菜	6.5	0.9
	喜多方市	雑 穀	204.2	162.7
		果 樹	15.5	0.5
		飼料作物	116.2	17.5
		野 菜	108.3	7.6
		いも類	2.8	0.1
	北塩原村	稲	338.4	30.0
		野 菜	1,143.8	57.0
	磐梯町	果 樹	19.3	0.4
		野 菜	2.3	0.3
	猪苗代町	稲	5.6	0.5
		雑 穀	0.4	0.3
		果 樹	7.1	0.1
		野 菜	122.5	8.3
	西会津町	稲	11.0	1.0
		雑 穀	320.0	255.0
		果 樹	585.0	36.6
	会津坂下町	野 菜	391.0	15.1
		果 樹	114.4	2.0
柳津町	野 菜	10.0	7.3	
	雑 穀	31.6	25.2	
三島町	野 菜	94.6	10.2	
	稲	14.7	2.0	
金山町	野 菜	205.1	14.0	
	雑 穀	188.3	150.0	
	果 樹	24.6	2.0	
昭和村	野 菜	11.6	1.0	
	稲	216.0	18.6	
会津美里町	雑 穀	3.8	3.1	
	果 樹	238.7	20.9	
下郷町	野 菜	3.0	0.3	
	稲	506.9	48.1	
	雑 穀	6.4	11.0	
南会津町	野 菜	318.8	22.0	
	稲	803.9	76.2	
被害種別 計	果 樹	139.7	3.5	
	稲	1,896.5	176.5	
	雑 穀	754.8	607.3	
	果 樹	3,926.8	134.9	
	飼料作物	116.2	17.5	
	野 菜	2,417.5	143.9	
獣種別 計	いも類	2.8	0.1	
	稲	9,114.5	1,080.0	

鳥獣の種類	市町村名	被害の現状		
		品目	被害数値	
			金額 (千円)	面積 (a)
イノシシ	会津若松市	稲	5,668.7	492.5
		豆 類	233.0	177.9
		雑 穀	0.6	0.5
		野 菜	6.9	0.5
	喜多方市	稲	5,864.7	519.8
		雑 穀	455.9	363.2
		飼料作物	116.2	17.5
		野 菜	105.9	1.2
		いも類	198.2	11.1
	北塩原村	稲	4,140.7	367.0
		豆 類	2.6	1.8
		雑 穀	235.9	188.0
		野 菜	224.9	16.5
		いも類	174.7	10.0
	磐梯町	稲	108.3	9.6
		麦 類	0.1	0.1
いも類		9.9	0.7	
猪苗代町	稲	197.5	17.5	
	豆 類	7.2	5.0	
	雑 穀	507.0	403.9	
	野 菜	19.3	1.0	
	いも類	67.4	4.8	
西会津町	稲	3,681.0	326.2	
	雑 穀	110.0	87.6	
	野 菜	206.8	9.6	
	いも類	314.0	18.7	
会津坂下町	稲	103.6	9.0	
	雑 穀	1.2	10.0	
	野 菜	10.0	7.3	
柳津町	稲	411.6	36.5	
	雑 穀	46.3	36.9	
	野 菜	39.3	3.6	
	いも類	447.2	23.9	
三島町	稲	660.0	90.0	
	雑 穀	87.9	70.0	
	いも類	42.6	3.0	
金山町	稲	1,357.1	120.3	
	雑 穀	188.3	150.0	
昭和村	稲	400.0	34.5	
	雑 穀	9.1	8.0	
	野 菜	482.3	22.9	
	いも類	34.4	2.4	
会津美里町	稲	507.7	45.0	
	麦 類	10.0	20.0	
	雑 穀	31.4	25.0	
	野 菜	1.5	0.1	

イノシシ	下郷町	稲	7,700.8	730.0
		豆 類	14.4	10.0
		雑 穀	333.1	567.7
		果 樹	213.5	3.0
		飼料作物	302.4	240.0
		野 菜	1,057.7	61.3
		いも類	212.9	9.2
		その他	361.4	7.0
	南会津町	稲	4,348.4	412.2
		雑 穀	37.8	30.1
		野 菜	558.5	48.3
		いも類	86.6	6.1
		その他	401.4	36.4
被害種別 計		稲	35,150.0	3,210.1
		麦 類	10.1	20.1
		豆 類	257.3	194.7
		雑 穀	2,044.6	1,940.9
		果 樹	213.5	3.0
		飼料作物	418.6	257.5
		野 菜	2,713.2	172.2
		いも類	1,587.9	89.9
		その他	762.8	43.4
獣種別 計			43,157.8	5,931.8

鳥獣の種類	市町村名	被害の現状		
		品目	被害数値	
			金額 (千円)	面積 (a)
ニホンジカ	会津若松市	稲	2.3	0.2
		豆 類	0.3	0.2
	喜多方市	稲	5.6	0.5
	金山町	雑 穀	188.3	150.0
	昭和村	稲	194.0	16.8
	会津美里町	雑 穀	25.1	20.0
	下郷町	稲	174.9	16.6
		豆 類	7.2	5.0
		雑 穀	948.1	1,620.0
		飼料作物	195.3	155.0
	檜枝岐村	野 菜	425.9	18.2
野 菜		244.0	15.5	
南会津町	稲	1,448.3	137.3	
	豆 類	225.0	156.1	
	雑 穀	1,589.0	1,265.8	
	果 樹	111.8	2.8	
	その他	1,322.0	104.6	
被害種別 計		稲	1,825.1	171.4
		豆 類	232.5	161.3
		雑 穀	2,750.5	3,055.8
		果 樹	111.8	2.8
		飼料作物	195.3	155.0
		野 菜	669.9	33.7
		その他	1,322.0	104.6
獣種別 計			7,107.1	3,684.6

鳥獣の種類	市町村名	被害の現状		
		品目	被害数値	
			金額 (千円)	面積 (a)
ニホンザル	喜多方市	果 樹	7.3	0.1
		野 菜	118.9	5.3
		いも類	72.4	5.1
	北塩原村	稲	11.3	1.0
		豆 類	24.5	17.0
		野 菜	2,494.2	153.6
		いも類	79.4	5.6
	西会津町	稲	254.0	22.5
		豆 類	22.0	17.8
		果 樹	89.0	5.0
		野 菜	1,561.0	30.9
		いも類	387.0	24.8
	猪苗代町	稲	22.6	2.0
		豆 類	0.7	0.5
		野 菜	423.4	11.6
		いも類	31.2	2.2
	三島町	豆 類	2.9	2.0
		野 菜	57.8	5.0
いも類		42.6	3.0	
下郷町	稲	105.5	10.0	
	豆 類	13.1	9.1	
	雑 穀	7.0	12.0	
	果 樹	356.7	29.8	
	野 菜	831.6	31.8	
	いも類	92.1	6.5	
檜枝岐村	野 菜	166.0	10.8	
	いも類	71.0	5.0	
只見町	稲	2,742.5	260.0	
	豆 類	43.2	30.0	
	果 樹	287.4	100.0	
	野 菜	4,055.2	120.0	
	いも類	295.2	15.0	
南会津町	稲	221.7	21.0	
	豆 類	32.2	22.3	
	雑 穀	151.3	120.6	
	果 樹	558.9	14.0	
	いも類	22.3	1.6	
被害種別 計	稲	3,357.6	316.5	
	豆 類	138.6	98.7	
	雑 穀	158.3	132.6	
	果 樹	1,299.3	148.9	
	野 菜	9,708.0	368.9	
	いも類	1,093.1	68.8	
獣種別 計		15,754.9	1,134.4	



鳥獣の種類	市町村名	被害の現状		
		品目	被害数値	
			金額 (千円)	面積 (a)
その他獣類	会津若松市	ハクビシン		
		果 樹	7.1	0.1
		野 菜	119.4	0.9
		カモシカ		
	喜多方市	いも類	1.7	0.1
		タヌキ		
	磐梯町	いも類	1.4	0.1
		ハクビシン		
	会津坂下町	果 樹	7.1	0.1
		ネズミ		
		稲	5,429.9	471.6
	湯川村	ハクビシン		
			自家消費作物のため把握不可	
	昭和村	ネズミ		
		稲	1.2	0.1
		いも類	1.4	0.1
		その他	4.4	0.0
		カモシカ		
		稲	13.9	1.2
		いも類	17.0	1.2
		その他	9.0	0.1
		タヌキ		
		稲	118.0	10.3
		その他	6.0	0.0
		ハクビシン		
	下郷町	果 樹	2.8	0.0
		野 菜	12.0	0.1
		その他		
		稲	12.4	1.2
		果 樹	686.6	17.2
	檜枝岐村	野 菜	205.9	2.8
		工芸作物	77.4	1.5
ネズミ				
野 菜		5.0	0.3	
モグラ				
いも類		4.0	0.3	
南会津町	ハクビシン			
	野 菜	11.0	0.8	
	その他			
	野 菜	2.0	0.3	
被害種別 計	ハクビシン			
	野 菜	58.4	0.3	
	稲	5,575.4	484.4	
	果 樹	719.2	26.1	
	野 菜	413.7	5.3	
	いも類	25.6	1.8	
獣種別 計	工芸作物	77.4	1.5	
	その他	19.4	0.1	
		6,830.7	519.2	

鳥獣の種類	市町村名	被害の現状		
		品目	被害数値	
			金額（千円）	面積（a）
鳥類	喜多方市	カラス		
		果 樹	34.3	0.6
		野 菜	3.1	0.1
	金山町	カラス		
		野 菜	1.2	0.1
		サギ		
		稲	56.4	5.0
	昭和村	カラス		
		野 菜	78.2	0.5
		ハト		
		稲	58.0	5.1
		雑 穀	1.7	1.4
		サギ		
	南会津町	稲	3.5	0.3
カラス				
被害種別 計	野 菜	46.4	6.0	
	稲	117.8	10.4	
	雑 穀	1.7	1.4	
	果 樹	34.3	0.6	
獣種別 計	野 菜	128.9	6.7	
		282.8	19.1	

※被害種別計は四捨五入しているため、その合計が獣種別計と一致しない場合がある。

## (2) 被害の傾向

### ○ツキノワグマ

令和2年度の会津地方のツキノワグマによる被害金額は、9,115千円となっており、令和元年度の6,767千円と比較すると、35%の増となっている。

### ○イノシシ

令和2年度の会津地方のイノシシによる被害金額は、43,158千円となっており、令和元年度の36,164千円と比較すると、19%の増となっている。

### ○ニホンジカ

令和2年度の会津地方のニホンジカによる被害金額は、7,107千円となっており、令和元年度の8,946千円と比較すると、21%の減となっている。

### ○ニホンザル

令和2年度の会津地方のニホンザルによる被害金額は、15,755千円となっており、令和元年度の14,140千円と比較すると、11%の増となっている。

### ○その他獣類（カモシカ、ハクビシン等）

令和2年度の会津地方のカモシカやハクビシンなどによる被害金額は、6,831千円となっており、令和元年度の442千円と比較すると、1,445%の増となっている。

### ○鳥類（カラス、サギ等）

令和2年度の会津地方のカラスやサギなどによる被害金額は、283千円となっており、令和元年度の2,709千円と比較すると、90%の減となっている。

※ 令和元年度の被害数値については、令和3年4月に開催された福島県が主催する、「鳥獣の保護管理及び被害対策担当者会議」で配布された資料より引用

### (3) 被害の軽減目標

計画目標として、被害軽減目標を現状値の90%（10%減）とする。

#### ツキノワグマ

指 標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
被害金額	9,115 千円	8,204 千円
被害面積	1,080 a	972 a

#### イノシシ

指 標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
被害金額	43,158 千円	38,842 千円
被害面積	5,932 a	5,339 a

#### ニホンジカ

指 標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
被害金額	7,107 千円	6,396 千円
被害面積	3,685 a	3,317 a

#### ニホンザル

指 標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
被害金額	15,755 千円	14,180 千円
被害面積	1,134 a	1,021 a

#### その他獣類（カモシカ、ハクビシン等）

指 標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
被害金額	6,831 千円	6,148 千円
被害面積	519 a	467 a

#### 鳥類（カラス、サギ等）

指 標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
被害金額	283 千円	255 千円
被害面積	19 a	17 a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
<p>捕獲等に関する取組</p>	<p>●共通事項</p> <p>各市町村とも、鳥獣被害対策実施隊を設置し有害捕獲を実施してきた。 狩猟免許取得の助成や有害鳥獣の捕獲に対する報償金等により捕獲圧の強化を図ってきた。</p>	<p>現在の捕獲従事者の高齢化や、若者の狩猟離れ等によって捕獲に従事する人口が減少傾向にあることから、新規の捕獲従事者の確保が必要である。 各種被害軽減の為に捕獲を実施しているところであるが、捕獲後の処分に係る負担の軽減や処分場所の確保が必要となってくる。 比較的取得が容易な「わな猟免許」については取得希望者がある程度数いるが、高額な維持管理費を要する銃器の所持許可や「銃猟免許」の取得希望者の確保が必要である。</p>
	<p>●ツキノワグマ</p> <p>農作物被害が発生した場合や、人身被害の危険性がある場合などにおいて箱わなの設置または銃器による直接的な有害捕獲を実施してきた。</p>	<p>効果的な捕獲方法等の市町村間における情報共有が必要である。 また、人慣れ個体は市街地へ出没する危険性が高いため、その対策について検討する必要がある。 加えて、市街地出没や錯誤捕獲の際に運用が考えられる麻酔銃使用資格者について、会津地方には2名しかいないことから、その確保が必要である。</p>
	<p>●イノシシ</p> <p>農作物被害が発生した場合や、人身被害の危険性がある場合などにおいて箱わなやくくりわなの設置、銃器による直接的な有害捕獲を実施してきた。 また、県指定管理鳥獣捕獲等事業の推進や市町村が策定する第二種特定鳥獣管理計画に基づいた個体数調整捕獲も併せて実施してきた。</p>	<p>住民が主体となった捕獲の取り組みと捕獲技術の向上が課題であり、冬期間の猟友会員による組織的な捕獲の実施が必要である。 また、市町村を越えた協力体制の構築も必要と考える。</p>
	<p>●ニホンジカ</p> <p>農作物被害が発生した場合において、くくりわなの設置等による有害捕獲を実施してきた。</p>	<p>南会津地方において、その個体数が増加しており、被害が拡大していることから、今後、会津地方においても同様の状況が発生する可能性もあるため、広域的な捕獲体制の整備や効果的な捕獲方法の検証が必要である。</p>
	<p>●ニホンザル</p> <p>主に市町村が策定する、第二種特定鳥獣管理計画に基づく個体数調整捕獲を実施してきた。 また、必要に応じて有害捕獲を実施してきた。</p>	<p>銃器による捕獲に伴う群れの分裂の可能性も十分理解したうえで、継続的なモニタリング調査に基づいた箱わなを中心とした適切な捕獲が必要である。</p>
	<p>●その他獣類</p> <p>箱わな等による有害捕獲を実施してきた。</p>	<p>今後においても、継続して捕獲活動を実施し、課題が出てきた場合に対策を検討する必要がある。</p>
	<p>●鳥類</p> <p>銃器による直接的な有害捕獲や個体数調整捕獲を実施してきた。</p>	<p>カラス等の鳥類について、銃器による直接捕獲を実施しているものの、広域での捕獲が必要なため人員の確保が困難である。 また、捕獲のみの対応になりがちでありその他の対策について研究する必要がある。</p>

<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>追い払い花火や爆音機、忌避資材の設置による野生鳥獣の追い払いを実施してきた。</p> <p>侵入防止柵の設置の推進や、設置の際の注意点等の指導等を通して、野生鳥獣による農地・農作物被害の低減を図ってきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・侵入防止柵の貸し出し</li> <li>・ // の導入に係る経費補助</li> <li>・集落単位での広域での侵入防止柵の導入支援 等</li> </ul> <p>このほか、県の事業を活用した被害防除対策を実施してきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣被害防止総合対策事業</li> <li>・ツキノワグマ被害防止総合対策事業</li> <li>・総合的な対策を行うモデル集落での実証 等</li> </ul>	<p><b>●共通した課題</b></p> <p>集落における伐採や耕作放棄地等の藪の刈払い、広域での侵入防止柵の設置は土地所有者の同意や集落における合意形成が図られることが重要であり、今後においては集落の住民満足度の高い鳥獣被害対策が求められること。</p> <p>市町村域を跨いで被害を拡大させている獣種に関しては、従来の集落単位等の規模ではなく、より大規模な広域連携が必要となる。</p> <p>侵入防止柵の設置による被害防除の効果については、住民に浸透しつつあるが、適切な設置や維持管理の手法まで周知できていないことから、エラーの発生を抑制していく取り組みが必要である。</p>
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>集落周辺の雑木の伐採や藪の刈払い等の緩衝帯整備に取り組んできた。</p> <p>また、放任果樹や収穫残渣の適切な管理・処分等の誘因物除去の実施について、集落に対して呼び掛けてきた。</p>	

## (5) 今後の取組方針

### ○広域連携

広域での連携として、令和5年度の供用開始を目指し、会津若松市に「ライフル・スラッグ弾射撃場」を整備する。

当該射撃場を活用し、各猟友会支部や各市町村鳥獣被害対策実施隊合同の実射研修会・大会を開催することで現役の捕獲有資格者の捕獲技術の向上を図り、将来的な有害捕獲頭数の増加、各種被害の軽減に繋がるよう取り組むとともに、教習射撃場として運用し新規の捕獲有資格者の確保に努め、鳥獣被害対策実施隊員として登用することで将来的な捕獲による被害対策の継続性を担保する。

また、各市町村の捕獲有資格者が集う場所となることで、コミュニケーションの場として機能し、捕獲有資格者同士の連携が深まり、広域的な連携の一助となることが見込める。

加えて、各市町村の有害鳥獣捕獲隊や鳥獣被害対策実施隊間の連携の在り方や、現在、問題視されている捕獲後の処分の問題、市街地出沒や錯誤捕獲の際に運用が考えられる麻酔銃使用資格者の確保など、一市町村では解決できない課題について協議していく。

### ○ツキノワグマ

従来の取り組みを継続することに併せて、市町村間における情報共有の場を設けることで、効果的な被害防除方法や捕獲方法について検証していく。

また、人慣れ個体は市街地へ出沒する危険性が高いため、その対策において必要な事項（緊急時の対応に関するマニュアル作成など）情報共有する。

### ○イノシシ

箱わなやくくりわなは、見回りの負担が伴い、相当の捕獲技術が必要であることから、捕獲の担い手を育成し、住民が主体となった捕獲体制構築と捕獲技術の向上による捕獲圧の強化を図る。

雪の多い会津地域では、冬期間の猟銃による捕獲が個体数を減らすためには重要であり、今回整備する「ライフル・スラッグ弾射撃場」を研修会場として射撃技術の向上を図り、加害個体の確実な減少を目指す。

### ○ニホンジカ

南会津地方において個体数が増加しており、対策を講じることが重要な獣種であることから、効果的な被害防除対策や捕獲方法などについて、適宜、情報共有を行う。

### ○ニホンザル

これまでの取組である、モニタリング調査を継続して実施することで行動域等の検証結果をもとに効果的且つ効率的な捕獲による個体数調整を行うとともに、被害防除対策についても、検証を進めていく。

### ○その他獣類（カモシカ、ハクビシン等）

従来講じてきた対策の推進を継続するとともに、今後において、被害が拡大した場合においては、協議会構成市町村においてその対応を検討する。

### ○鳥類（カラス、サギ等）

銃器による直接捕獲は、農地や河川等の鉛汚染に繋がることに加え、（特にカラスについて）人家周辺に出沒する鳥類の場合、直接捕獲では人身被害の危険性が伴うことから、銃器による捕獲以外の方法について研究していく。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

構成市町村は、鳥獣被害対策実施隊を設置し、野生鳥獣による被害防除対策や有害捕獲等を実施している。

被害が発生した場合の捕獲は、従来どおり「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）」に基づき、市町村ごとに鳥獣被害対策実施隊との連携を図りながら捕獲を実施する。

また、ニホンザル及びツキノワグマの生息調査のための捕獲については、有害鳥獣捕獲隊、鳥獣被害対策実施隊、特定非営利活動法人おーでらすとの連携を図りながら実施する。

なお、錯誤捕獲が発生した場合には、危険性がない場合に限り麻酔による不動化を行い、積極的に放獣する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R4年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ニホンザル	①専門員等を活用した生息状況調査やこれまでの出没状況の見える化等の実施 ②上記情報に基づいた、効率的かつ効果的な捕獲活動の実施 ③ICT等先端技術の新規導入等による、捕獲活動の省力化 ④被害対策としての捕獲について、協議会構成市町村での情報共有や共同実施の検討 ⑤ライフル・スラッグ弾射撃場の建設
	その他獣類 鳥類	①従来の捕獲体制の継続 ②鳥類においては捕獲以外の対策の研究及び情報共有、共同実施の検討
R5年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ニホンザル	①専門員等を活用した生息状況調査やこれまでの出没状況の見える化等の実施 ②上記情報に基づいた、効率的かつ効果的な捕獲活動の実施 ③ICT等先端技術の新規導入等による、捕獲活動の省力化 ④被害対策としての捕獲について、協議会構成市町村での情報共有や共同実施の検討 ⑤猟友会各支部や各市町村鳥獣被害対策実施隊合同での実射研修会や大会の実施体制の整備 ⑥ライフル・スラッグ弾射撃場の供用開始
	その他獣類 鳥類	①従来の捕獲体制の継続 ②鳥類においては捕獲以外の対策の研究及び情報共有、共同実施の検討
R6年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ニホンザル	①専門員等を活用した生息状況調査やこれまでの出没状況の見える化等の実施 ②上記情報に基づいた、効率的かつ効果的な捕獲活動の実施 ③ICT等先端技術の新規導入等による、捕獲活動の省力化 ④被害対策としての捕獲について、協議会構成市町村での情報共有や共同実施の検討 ⑤各市町村が設置する鳥獣被害対策実施隊の合同による、定期的な実射研修会を開催 ⑥広域での鳥獣被害対策実施隊の連携について研究
	その他獣類 鳥類	①従来の捕獲体制の継続 ②鳥類においては捕獲以外の対策の研究及び情報共有、共同実施の検討



### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
福島県第13次鳥獣保護管理事業計画（福島県第14次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）及び第二種特定鳥獣管理計画に基づく基準により捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ニホンザル	県が定める上記、鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画に基づく基準による。 加えて、各市町村又は広域協議会ごとの被害防止計画に準ずる。		
その他獣類 鳥類	県が定める上記、鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。		

捕獲等の取組内容
構成する市町村ごとに、被害発生が集中する時期やその他適正な時期において、被害の状況等から判断し、合理的且つ効果的な捕獲を行う。 なお、捕獲の際には獣種毎に適した捕獲方法によって捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
わなや散弾銃（スラッグ弾）での捕獲が困難であり、且つ周辺の安全が確保され、捕獲に最も有効な手段であると判断できる場合において、その使用を許可するものとする。

### (4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ニホンザル その他獣類 鳥類	市町村又は広域協議会 ごとの被害防止計画に 準ずる。	市町村又は広域協議会 ごとの被害防止計画に 準ずる。	市町村又は広域協議会 ごとの被害防止計画に 準ずる。

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ニホンザル その他獣類 鳥類	個人や法人・団体及び集落が取り組む被害対策のうち、侵入防止柵の管理等については、専門的な知識も必要となることから関係機関と連携し、適宜、集落等へのアドバイスができる体制を整備する。		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する取組

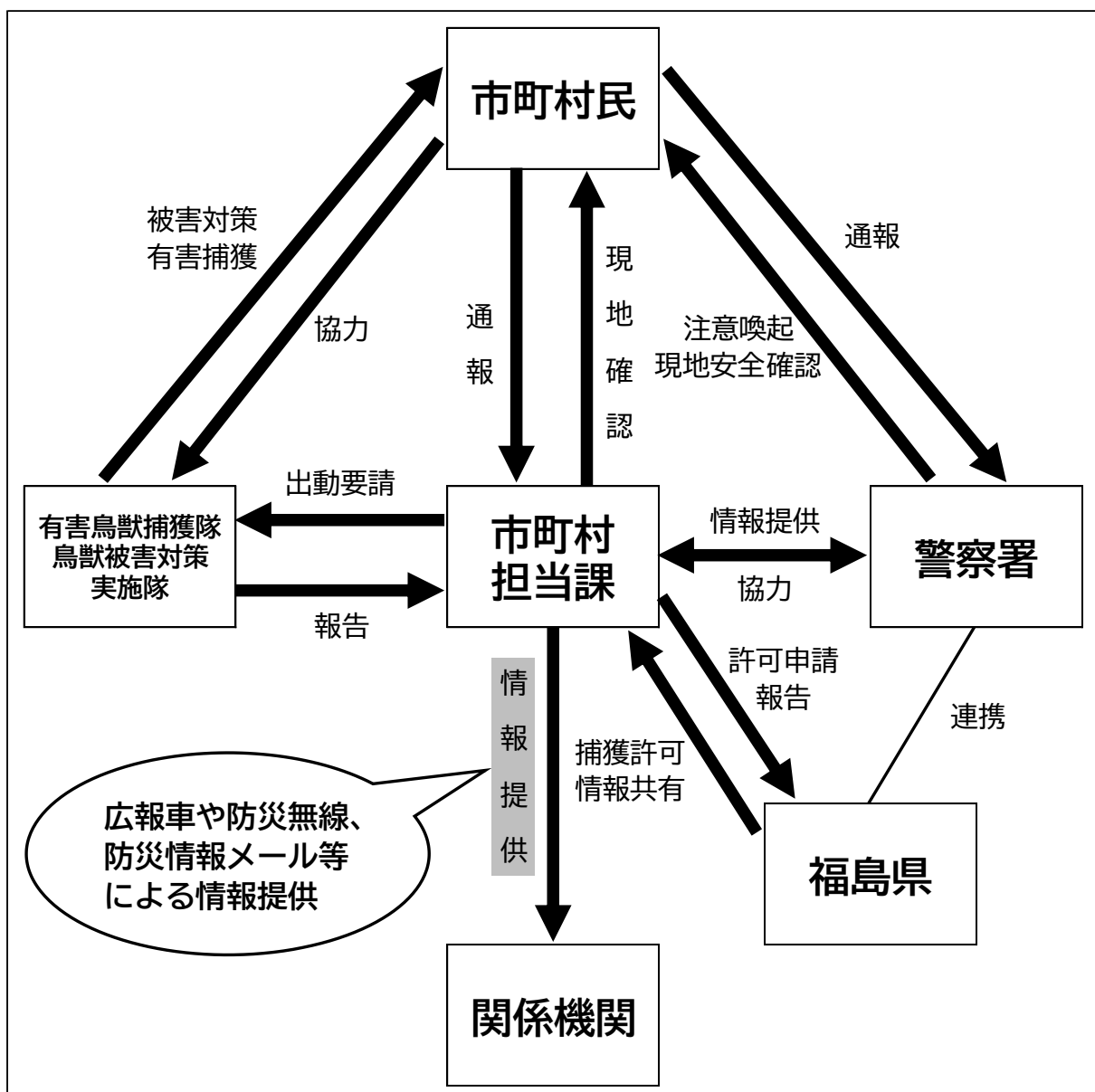
年度	対象鳥獣	取組内容
R4 年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ニホンザル その他獣類 鳥類	各市町村における被害防止施策について情報共有 ①野生鳥獣の追い払い方法 ②ICT等新技術の導入状況や運用方法 ③緊急対応の際のマニュアルの整備状況や運用方法 ④鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動以外の被害対策活動の状況 ⑤専門家との連携状況や専門職員の配置状況 など
R5 年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ニホンザル その他獣類 鳥類	市町村間の連携による広域対策の検討 ①市町村境界付近での追い払い活動の在り方 ②ICT等新技術の運用状況の現地視察 ③緊急対応のマニュアルの作成にかかる協議 （市町村単独マニュアルと広域対応マニュアルの作り分け） ④各市町村の鳥獣被害対策実施隊の活動の課題の洗い出しと市町村間連携の検討 ⑤専門家との広域対策に係る協議や専門職員配置市町村における被害対策実施までのフローの共有 など
R6 年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ニホンザル その他獣類 鳥類	市町村間の連携による広域対策の実証 ①市町村境界付近での追い払い活動のマニュアル等の整備と実施 ②ICT等新技術の試験導入（隣接市町村との共有も検討） ③緊急マニュアルの作成と試験運用・見直し ④各市町村が設置する鳥獣被害対策実施隊を連携させた、鳥獣被害対策の試行 ⑤専門家等との協力による、各市町村個別の被害対策の見直しと、広域被害対策の試行 など

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
会津若松警察署、同会津美里分庁舎、猪苗代警察署、喜多方警察署、会津坂下警察署、南会津警察署	周辺住民への注意喚起及び安全確保、緊急時にあっては捕獲の際の発砲許可を出す。
福島県会津地方振興局県民環境部、福島県南会津地方振興局県民環境部	各市町村への捕獲許可、及び助言等を行う。
各市町村鳥獣被害対策実施隊	被害情報の収集や周辺住民への注意喚起（警察と連携）を行う。 また、捕獲許可が出た有害鳥獣の捕獲に従事する。
各市町村有害鳥獣捕獲隊	捕獲許可が出た有害鳥獣の捕獲に従事する。
会津地方 17 市町村	被害情報の収集、被害状況の確認及び周辺住民への注意喚起、被害防止対策の実施と必要に応じて捕獲許可に係る事務や指示を行う。 また、現場対応においては指揮を執り、適切に対応する。

(2) 緊急時の連絡体制



## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理施設における焼却処分及び捕獲地区又は市町村有地等における埋設処分を行う。  
イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルについてモニタリング調査を目的に発信機を装着する。

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	本県全域に、国からの出荷制限指示が出されており、当面の間、捕獲した鳥獣の食肉等としての利活用は困難である。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

### (2) 処理加工施設の実施

なし

### (3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

なし

9. 被害防止策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会
構成機関の名称	役 割
会津若松市	対象となる鳥獣の生態調査及び被害防止対策の普及・推進・実施
喜多方市	
磐梯町	
三島町	
西会津町	
湯川村	
北塩原村	
猪苗代町	
会津坂下町	
柳津町	
金山町	
昭和村	
会津美里町	
下郷町	
檜枝岐村	
只見町	
南会津町	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
特定非営利活動法人おーでらす	野生鳥獣の生態、生息調査及び鳥獣被害防止対策に関する助言・指導等
福島県会津地方振興局県民環境部 福島県南会津地方振興局県民環境部	鳥獣の保護管理、狩猟に関する助言・指導等
福島県会津農林事務所農業振興普及部 // 喜多方農業普及所 // 会津坂下農業普及所 // 南会津農林事務所農業振興普及部	農作物等の鳥獣被害防止対策に関する助言・指導等
福島県農業総合センター	野生鳥獣の生態、生息調査及び鳥獣被害防止対策に関する助言・指導等
福島県農業共済組合	農作物被害に関する調査、データの集積
会津よつば農業協同組合	農作物被害に関する調査及び農作物被害対策に関する情報提供・指導
猪苗代・秋元非出資漁業協同組合 松原漁業協同組合 西会津地区非出資漁業協同組合 阿賀川非出資漁業協同組合 会津非出資漁業協同組合 南会東部非出資漁業協同組合 只見川漁業協同組合 沼沢漁業協同組合 野尻川非出資漁業協同組合 伊北地区非出資漁業協同組合 南会津西部非出資漁業協同組合 檜枝岐村漁業協同組合	カワウによる被害状況の把握及び防止対策に関する助言・指導等

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

#### 各市町村の設置状況

17 市町村とも、鳥獣被害対策実施隊を設置し、野生鳥獣による被害に対する対策を推進・実施しており、併せて、有害鳥獣捕獲にも取り組んでいる。

平成 24 年度 磐梯町 (07/02)、西会津町 (08/20)、猪苗代町 (10/05)、柳津町 (07/01)、金山町 (06/01)、昭和村 (07/01)

平成 25 年度 檜枝岐村 (05/23)

平成 26 年度 会津若松市 (04/01)、三島町 (04/01)、北塩原村 (04/01)、会津坂下町 (04/01)、只見町 (08/01)、南会津町 (04/01)

平成 27 年度 喜多方市 (04/01)、会津美里町 (04/01)

平成 28 年度 湯川村 (04/01)

平成 29 年度 下郷町 (04/01)

※「設置年度 市町村名 (設置月日)」の順で記載

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

ニホンザルの発信機装着や位置情報取得などによる追い払い体制の強化を図る。

イノシシによる被害が増加している現状を受け、どの地域でどのような出没や被害が発生しているのかをリアルタイムで共有し、連携を図る必要がある。

過去データや近況データを駆使し、市町村間で連携を図る。

### 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

市町村間の連携による被害防止対策を実施するにあたり、会津地方の鳥獣被害の現状や捕獲実績等について「見える化」する必要があり、市町村間の連携を図るとともに、県との連携の強化を進める必要がある。